平成２４年（フ）第６５号
大阪府堺市西区鳳西町２丁24番地９
債務者　吉田　明彦
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
熊本県荒尾市荒尾2320番地29
債務者　難波　　浩
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１０８号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3465番地１、前住所埼玉県川口市大字大竹167番地の３
債務者　藤田　文隆
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
千葉県印西市原山３丁目８番地７棟507号
債務者　押田　和男
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２８７号
千葉県成田市大袋255番地20　サンパーク成田参番館404号
債務者　星野　俊二
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２８８号
千葉県八街市東吉田733番地23
債務者　田村七七重
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３０２号
千葉県富里市七栄650番地1569
債務者　菊地　精一
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３０３号
千葉県富里市七栄650番地1569
債務者　菊地　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４７号
滋賀県栗東市中沢３丁目15番15号
債務者　長谷川泰史
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５号
京都府船井郡京丹波町豊田千原139番地20
債務者　髙橋ひづる
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
山口県下関市彦島西山町３丁目19番６号
債務者　藤村　隆文
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第４２０号
大分県別府市幸町３番23号　さくらそう上野208号
債務者　市川　　悟
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７０号
滋賀県湖南市岩根中央３丁目32番地
債務者　細井　哲朗
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７５号
大津市長等３丁目４番８号、前住所大津市際川２丁目５番20号　南滋賀ヒューマンハイツ310号
債務者　人見恒嗣郎
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９９号
滋賀県草津市笠山２丁目１番37―105号　クローバハイツ、前住所滋賀県草津市南笠東４丁目６番７―208号　コウジコートＫＹＯＥＩ
債務者　鵜林　未来
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０２号
大津市小野318番地
債務者　西村　浩司
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４８号
沖縄県豊見城市字真玉橋299番地１　真玉橋市街地住宅１―808号
債務者　兼城　進也
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部